

# Markit iTraxx® Japan 索引ルールー 日本語版

日本語版



## デックス概要

### Markit iTraxx Japan® インデックス

IHS Markit クレジット・インデックスはヨーロッパ、アジア、北米、エマージング市場を含むグローバル・マーケットにおいて、社債、地方債、ソブリンやローンといった様々なフィクスト・インカム市場の動きと連動するよう設計されたインデックスです。グローバル・マーケットにおいて、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) 等、様々な商品を取引する際に参照されています。

IHS Markit クレジット・インデックスは、市場において最も流動性の高いCDS個別銘柄で構成されます。

年に2回のインデックスのロールの際、最新シリーズが公表されます。最新シリーズの構成銘柄は、その時々々の市場が反映されるよう、最も流動性の高い個別銘柄が選出されます。個別銘柄の選出ルールは全て公開され、透明性の高いプロセスとなります。

Markit iTraxx Japan インデックスは、市場において取引される、流動性の高い日本企業40銘柄によって構成されます。構成銘柄は、投資適格の日本企業が対象となります。

Markit iTraxx Japan インデックスはそれ自体が取引可能なインデックスであり、また市場参加者にとって、CDS市場の動向や、構成銘柄の動きをみるための1つの手段でもあります。

全てのMarkit iTraxx インデックスは、Markit Indices Limitedによって所有・管理・変更され、発行されます。

### 管理者（アドミニストレーター）

IHS Markit はMarkit iTraxx Japanインデックスの管理者（アドミニストレーター、以下管理者）であり、以降記載されるルール、選出方法に則り、インデックスの構成銘柄を決定します。

管理者がインデックス・ルールの解釈における権限、責任を所有します。また、iTraxx Japanインデックスに関連する取引において、重大な影響を及ぼすと判断される場合には、全ての決定権をもち、インデックス・ルールに基づいて必要と判断される過程を実行します。これは、取引の中断や市場の不安定化、市場において回避不可とされるようなイベント等を含み、管理者は商業上の観点から必要とされる判断、行動を実行します。この際、Markit iTraxx Japanインデックスが経済的合理性を保つため、必要であればインデックス・ルール内に定められた選出方法やスケジュール、過程等を変更することもあります。また、IHS Markitのみでの意思決定が困難である場合には、アドバイザリー・コミッティー（インデックス顧問委員会、以下アドバイザリー・コミッティー）に助言を求めることとし、これらを経て決定された事項については、文書化し、全マーケット・メーカーを含むステークホルダーに通知するとともに、弊社ウェブサイト ([www.ihsmarkit.com](http://www.ihsmarkit.com)) 上の*iTraxx News*ページ上にて公表することとします。

新たなインデックス・シリーズを構成する上で必要かつ重要なデータの取得が困難である場合には、アドバイザリー・コミッティーと協議の上、必要であればインデックス・ルールを変更するとともに、結果へ至った背景、過程を含め、公表することとします。

### ロール日程

Markit iTraxx Japanインデックスにおいて、各シリーズの開始日は3月、9月の20日とします。これらがマーケットの休場日である場合には、それ以降の最初の営業日を開始日とします。

ここにおける“営業日”とは、日本において銀行、為替市場が決済日と定めることのできる可能な日程であり、また実際の為替市場における取引等が可能な日程のことを指します。以降で記載される時間は、全て日本時間とします。

## ルールの見直し

各インデックスのロールに先んじて半年に一度、インデックス・ルールを見直すこととします。ルール変更決定の際には、その概要とスケジュールを含め、全てのステークホルダーにEメールにて通知の上、Markitウェブサイト上にて公表します。

## 満期

インデックス各シリーズにおいて、3月20日を開始日とするものは5年後の6月20日、9月20日を開始日とするものは5年後の12月20日を満期日とします。

## 構成銘柄のウェイト

Markit iTraxx Japan インデックスを構成する個別銘柄の各ウェイトは全て同様とします。これはインデックスを構成銘柄数で割ったものとし、必要な際には少数第三位までの数値で表されます。(例：3.226%)  
四捨五入による調整が必要な場合には、銘柄名におけるアルファベット順の調整とし、上の銘柄から小数第四位を切り上げ、下の銘柄から小数第四位を切り下げること、全ての銘柄を小数第三位までで調整し、合計が100%となるよう調整されます。

## 格付け

Markit iTraxx Japan インデックスの構成銘柄選出においては、構成銘柄の外部格付けも選別基準の1つとなります。実際には、下記5つの格付け内で、各々の銘柄において最も高いものが基準となります。

1. **Moody's**：発行体、優先無担保社債格付、もしくは企業グループ全体に対する格付の中で高いもの
2. **S&P**：発行体長期信用格付、もしくは優先無担保社債格付のうち、高いもの
3. **Fitch**：発行体信用(デフォルト)格付、もしくは優先無担保社債格付のうち、高いもの
4. 株式会社 格付投資情報センター (R & I)：発行体格付
5. 株式会社 日本格付研究所 (JCR)：長期発行体格付

インデックス構成銘柄は投資適格銘柄でなければならず、上記の中で最低でもBBB-/Baa3以上を1社以上から取得していなければ、構成銘柄選出の対象となりません。

格付けにおける変更は、ロール月前月の最終営業日、東京時間午後5:00までに管理者が変更を周知されている限り、考慮の対象となります。

## 基本となる選別基準

- 構成銘柄は、投資適格銘柄であること。

- 構成銘柄は、ロール月前月の最終金曜日から遡り、8週間以内に1件以上の取引が存在すること。これは、DTCC 6 Month Analysis Top 1,000 Single Names Report (DTCCにより公表される6ヶ月間の市場取引に基づいた、最も流動性の高い1000銘柄を含むリスト) 上において判断される。
- 構成銘柄は、日本に籍を置く企業であること。
- 構成銘柄となる企業間で保証関係にある場合、その中で最も流動性の高いものであること。
- 同様の取引コード、ティッカーをもちながら、CDS市場において別の参照体として取引される銘柄においては、その取引量の合計を考慮することとし、その参照体の中で最も流動性の高いものが選出される。
- インデックスにおける業種制限：Markit iTraxx Japan インデックスは、日経業種別分類の各6業種において、最大12銘柄まで採用可能とする。構成銘柄は、これを満たすものであること。日経業種別分類は各6業種において更に36業種へ細分化されるが、Markit iTraxx Japan においては6業種を採用する。
- ISDAにより定義される取引タイプにおいて、“Japan Financial Corporate”へと分類される銘柄は、構成銘柄より除外することとする。判断にはMarkit RED データベースを用いる。

## 流動性リストの作成

DTCC 6 month Analysis Top 1,000 Single Names Report (DTCCにより公表される6ヶ月間の市場取引に基づいた、最も流動性の高い1000銘柄を含むリスト) 発行に伴い (もしくはその発行後にDTCCから公表される、該当レポートの後継となるレポート等を総称し、“DTCCレポート” 発行に伴い)、管理者は流動性レポートを作成します。

前者 DTCC 6 month Analysis Top 1,000 Single Names Report はロール月前月の最終金曜日から遡り、6ヶ月間の個別銘柄における、CDS市場における流動性を計測したものです。

またこれに基づき、管理者はDTCCレポート内に記された週間平均取引量を参照として、流動性レポートを作成します。

この流動性レポート内に含まれる各銘柄は、上記選別基準を満たすものとします。

その後、取引量に基づき、銘柄を順位付けしていき、取引量の最も多いものを1位とします。

この流動性レポートに含まれる日本企業が40社に満たない際には、Markit より各マーケットメーカーに向け流動性調査を行うこととし、DTCC 6 Month Analysis Top 1,000 Single Names レポート内に含まれない銘柄のうち、取引量が最も多い個別銘柄リストの送付を依頼します。またこの際、下記の点を考慮することとします。

- 取得全リストにおける取引量の合計を考慮することとする。
- ロール月前月の最終金曜日から6ヶ月の取引量を対象とする。
- 内部取引は、対象とする取引から除外するものとする。例：自己勘定売買

管理者は、各マーケットメーカーから上記リストの取得後、取引量を合算し、各個別銘柄の最終的な流動性順位を決定することとします。これは、DTCC レポートをベースとして作成した流動性レポートの下位に追加されることとなります。

## 新たなインデックス・シリーズの作成

インデックス・ロールの際には、まず前回シリーズの構成銘柄を位置づけ、銘柄の削除・追加を行うこととします。前回シリーズの構成銘柄から下記の削除基準に該当するものを外し、その後追加基準に該当する銘柄を加えていきます。

## ロール時の銘柄削除基準

ロール日の8営業日前までに、前回シリーズの銘柄内で上述の基本となる選別基準を既に満たさない銘柄、ないしは下記削除基準に該当する銘柄リストを作成します。

- **企業におけるイベント**：何らかの企業イベントが発生、ないしは何らかの企業行動が公表され、公開企業情報を基に該当企業が既にインデックスの構成銘柄として適さないと判断される場合、管理者はその権限に基づき、該当銘柄の削除を決定する場合があります。
  - (i) "企業イベント"、"企業行動" には、吸収・合併、または類似したイベントが含まれます。
  - (ii) "公表情報" には、倒産、訴訟等を含む公式届出事項や、該当企業の国内、ないしはグローバルに公開された財務情報、ニュース等が含まれます。
- **クレジット・イベント**：前回のロール以降、構成銘柄において下記クレジット・イベントのうち1つでも認められた場合、管理者は構成銘柄からの削除を判断することがあります。
  - (i) ISDA Credit Derivatives Determinations Committee (ISDA クレジット・デリバティブ決定委員会、以下DCとする) のウェブサイト (<http://dc.isda.org/>, ないしはこの後継となるウェブサイト) において、構成銘柄に対しクレジット定義集に定義されるクレジット・イベントが発生した可能性が提議され、これをDCが受け入れた際には、該当銘柄を削除する場合があります。DC ルールの下、該当提議を考慮するよう、DC メンバーが召集された翌営業日の東京時間午後5:00までに、DC によりクレジット・イベントとは認定されなかったという公表、ないしは提議が棄却、取り下げられた等の公表がされることは考えにくいからです。またDC ルールによってこうした該当提議の決議スケジュールが定められているため、これを提議の直後に変更することは難しいと想定されます。
  - (ii) 構成銘柄において、DCによるクレジット・イベント (クレジット定義集において定義される) が認定、公表された場合には、これを削除する場合があります。前述の通り、管理者は重要とされる全ての情報を考慮し、また当該ロールにおけるプロセスにおいて、インデックスの整合性を保つために必要と判断される場合には、該当銘柄削除の判断をする場合があります。
- **流動性基準による銘柄削除**：前回シリーズの構成銘柄において、流動性リストの中に含まれない銘柄、または流動性リスト内に日本銘柄が75以上含まれる場合、流動性が76位以下に下がってしまったものがあれば、これは構成銘柄より除くこととします。
- **スプレッド基準による銘柄削除**：固定クーポン100bpsにおける取引において、5年限を満期とし、50ポイント以上のアップフロントで取引される銘柄においては、構成銘柄より除くこととします。アップフロントはロール月前月の東京市場における、最終10営業日の平均から判断することとします。<sup>[1]</sup>

これらの銘柄の削除後、流動性リストに含まれる銘柄の中で、追加基準を満たすものの中から最も高い銘柄を追加します。

<sup>[1]</sup>CDSスプレッド、アップフロントの判断基準には、弊社の算出するプライシング・サービス、IHS Markit CDS End of Day Composite が使用されます。これは、各マーケットメーカーより帳簿価格をご提供いただき、弊社にてクリーニングを行った上で算出する、マーケットにおけるコンセンサス・プライスです。

## ロール時の銘柄追加基準

管理者は流動性リストを使用し、下記基準を満たす追加銘柄を選出します。これらは削除基準に該当せず、また基本選別基準を満たすものとします。

- **流動性基準による銘柄追加**：前回シリーズに含まれず、かつ流動性リスト内日本銘柄において 25 位以上のものは自動的に新たなシリーズに追加されることとします。“基本選別基準”に記載される業種制限により、この銘柄追加によって該当銘柄が 12 を超えてしまう業種においては、最も流動性の低い銘柄から削除されることとなります。これを超えない場合には、インデックス内 40 銘柄の内、最も流動性の低い銘柄が削除されることとなります。
- 前回シリーズの構成銘柄が、前述における削除基準に該当し削除された場合には、流動性リストに含まれる銘柄において最も流動性の高いものを追加することとしますが、基本選別基準に記載される業種制限に触れない銘柄とします。  
(もし最も流動性の高い銘柄が業種制限を超えてしまう場合、その銘柄は選出されず、次に流動性の高く業種制限を超えない銘柄が選出されます。)
- インデックス新シリーズの構成銘柄が業種制限を満たし、その構成銘柄が40銘柄選出されるまで、上記過程が繰り返されます。

## Markit iTraxx Japan インデックスにおける暫定銘柄リストの公表

前述の銘柄選出過程を経て、選出されたインデックス暫定構成銘柄リスト (“Provisional Markit iTraxx Japan Index”) はロール日の7営業日前までにMarkit のウェブサイト上にて公表されます。また、この暫定銘柄リストに対するご意見を、ロール日の4営業日前まで受け付けております。管理者は全てのご意見を考慮し、銘柄リストへの変更が必要であるかを判断します。もし必要であると判断した場合には、その旨と変更が必要である可能性のある構成銘柄をウェブサイト上にて公表します。Markit iTraxx Japan インデックス・アネックスの草稿、最終版の公表に関しては後述の通りです。

## 参照債務

参照体における参照債務を弊社データベース (RED) より抽出すると同時に、Markit iTraxx Japan インデックスの各マーケットメーカーに対し、参照債務リストの提示を依頼し、構成参照債務リストを作成します。可能である限りは優先債を参照債務とすることとします。

## クーポンと回収率

管理者とマーケット・メーカーにより、ロール日の2日前までにクーポン、回収率を決定するための電話会議が行われます。クーポンは5bps単位、回収率は5%単位で決定されます。

## 構成銘柄リストの最終確認

インデックス・アネックスの最終版公表前、管理者による構成銘柄の最終確認が行われ、暫定構成銘柄において基本となる選別基準を満たさないことが判明した場合や、削除基準に該当する銘柄が見られた場合、これは削除されることとなります。この場合流動性リストの中から、その時点において新たなシリーズに含まれず、業種制限に触れない銘柄において最も流動性の高い銘柄を、代替銘柄として追加することとなります。

構成銘柄において変更が検討される場合には、アドバイザー・コミッティーに助言を求めることとし、これらを経て決定された事項については、文書化し、全ステークホルダーにEメールにて通知するとともに、弊社ウェブサイト ([www.ihsmarkit.com](http://www.ihsmarkit.com)) 上の *iTraxx News* ページ上にて公表することとします。また1つのインデックスにおいて変更があった場合、他のクレジット・インデックス組成の際にもこれを考慮することとしています。

最終構成銘柄リスト公表前に発見されなかった不備が見つかった場合や、既に公表された銘柄の選出における利用データ上で、遡及的不備が発見された場合には、その与える全影響、全インデックスをチェックし、構成銘柄、ないしは周辺情報への変更を加えるか否かを決定します。またこの際、影響の大きさに関してアドバイザー・コミッティーに助言を求めることとします。

既に公表された最終銘柄リストやその周辺データに対し、変更が決定された場合には、その背景と変更された構成銘柄を公表します。またその変更の要因、与える影響や、今後そのような不備を生じさせないための改善策等を含む報告書を提示させていただきます。

## インデックス・アネックスの公表

Markit iTraxx Japan インデックス・ロール日の3日前までに、管理者はインデックス・アネックスの草稿を公表します。これには構成銘柄、各ウェイトと参照債務の最終リストが含まれます。Markit iTraxx Japan インデックス・アネックス最終版は、インデックス・ロール日前営業日の東京時間午後5:00以降に公表されます。

## 参照債務への変更

3社以上のマーケット・メーカーによって、参照債務を変更すべきとの意見が提示された場合、Markit iTraxx Japan インデックスにおける全マーケット・メーカーへ意見を募るとともに、弊社データベース (RED) より代替となる参照債務候補を選出します。その後電話会議を開催し、会議内において大多数の賛成があった場合、該当参照体における参照債務の変更が決定されます。またその際には、管理者より新たな参照債務を含むインデックス・アネックスを発行することとします。

## 構成銘柄における、企業体名の変更

インデックス構成銘柄において承継事由等の企業行動が起こった場合、該当インデックスへの変更の反映は2010年12月にISDA DCによって定められたスモール・バン・プロトコル上の修正条項に従って規定されます。この修正条項においては、ISDA DCによる各イベントの認定、または公表以前に、該当するインデックスが有効であった場合、構成銘柄における変更は自動的にマーケットに認知されることが想定されており、インデックス・アネックスにおける修正やバージョンの更新は必要ないとされています。よって各ロール間において、企業名称に変更が起こった場合でも、管理者によるアネックスの変更はありません。

## さらに詳しい情報

### 主要用語の用語集

Markitクレジットインデックスの使用および主要用語の用語集に関する詳細情報は、[www.ihsmarkit.com](http://www.ihsmarkit.com)のPrimersの下のインデックスドキュメントセクションにあるMarkit Credit Index Primerにあります。

### 契約上およびコンテンツ上の問題

契約上または内容上の問題については、以下にお問い合わせください。

Markit Indices GmbH  
 Friedrich-Ebert-Anlage 35-37  
 60327 Frankfurt am Main Germany  
 E-mail: [indices@ihsmarkit.com](mailto:indices@ihsmarkit.com)  
 Web: <https://ihsmarkit.com/products/markit-itraxx.html>  
<https://ihsmarkit.com/products/markit-cdx.html>

### 技術的な問題とクライアントサポート

技術的な問題やクライアントサポートについては、下記までご連絡ください。

E-Mail: [indices@ihsmarkit.com](mailto:indices@ihsmarkit.com)

Phone:	Asia Pacific	Japan	+81 3 6402 0127
		Singapore	+65 6922 4210
	Europe	General	+800 6275 4800
		UK	+44 20 7260 2111
	USA	General	+1 877 762 7548

### 正式な苦情

正式な苦情は、専用の電子メールアドレス [complaints\\_indices@markit.com](mailto:complaints_indices@markit.com) に電子的に送信できます

### 所有権

Markit Indices GmbHは、IHS Markit Limitedの完全子会社です。

### その他のインデックス商品

Markit Indices GmbHは、iTraxx / CDXクレジットデリバティブインデックスを所有、管理、編集、および公表しています。

## ディスクレイマー

管理者は、明らかな過失、詐欺行為や故意の不正行為を除き、管理者がインデックス・ルールに対して負う責任、決定権等において、該当インデックスへ行う行為に関連したものであったとしても、インデックス取引の際に取引者に対して発生する直接、間接、結果的に起こりうる全ての損害に対して、一切の責任を負いません。